

いつもありがとうございます...あなたをねぎらいたい

## 介護手当の支給申請

1/4  
S  
/31

介護が必要な人（介護保険の要介護程度3・4・5）を在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうための『介護手当』を毎年7月1日と1月1日を基準日として支給しています。

対象と思われる人には12月末に通知を郵送しましたので、手続きしてください。

通知（申請書）が届かないけど該当すると思われる人は、高齢者支援課までご連絡ください。

支給対象／次の①～⑤のすべてに該当する要介護者と基準日以前の6カ月以上同居し、生計を同じくする介護者

① 基準日以前の6カ月以上継続して市内に在住（住民登録している人）

② 基準日以前の6カ月以上継続して介護保険制度の要介護3～5に該当していると認められた人や、それに相当する寝たきりや認知症の人

③ 入院・施設入所（短期含む）の日数が、基準日前6カ月の間に44日以下の人

④ 基準日前6カ月の間に特別障害者手当を受けていない人

⑤ 基準日前6カ月の間に生活保護を受けた介護者に介護されていない人

支給額	1回あたり 30,000円
	要介護4・5の認定を受けて、介護保険のサービスを利用していない人は
	1回あたり 60,000円

\*昨年度から支給額を改正しました。

問合せ 高齢者支援課  
☎ 0558-76-8011

申込み／高齢者支援課、市民課（伊豆長岡庁舎）、  
葦山支所市民課

申請期間／1月4日（水）～31日（火）  
\*土・日・祝日を除く8時30分～17時15分、木曜日は19時まで

持ち物／印鑑、振込先の通帳（ゆうちょ銀行の場合は一部郵便局での手続きが必要）、申請書（12月27日発送）



## 平成23年分 所得税の確定申告

伊豆の国市が主催する所得税の確定申告全般の受け付けは、次のとおりです。

とき 2月16日（木）～3月15日（木）  
\*土・日を除く  
【受付時間】 午前の部 9:00～11:00、  
午後の部 13:00～16:00

ところ

葦山庁舎 3階 大会議室	対象地区…葦山地区、壺之上・古奈・谷戸・仲之台・鳥打・珍野・町屋・大北・千代田・長塚地区に住んでいる人
大仁庁舎 2階 第1会議室	対象地区…大仁地区、天野・長岡・小坂・富士見・長瀬・戸沢・花坂地区に住んでいる人

2/16  
S  
3/15

伊豆長岡庁舎以外で開催します

\*伊豆長岡庁舎では確定申告は行いません。ご注意ください。  
\*会場の混雑緩和のため、申告会場ごとに対象地区を指定していますが、強制ではありません。  
\*大仁庁舎は駐車場が少ないため、なるべく公共交通機関でお越しください。  
\*所得税の確定申告については、広報2月号で詳しくお知らせします。  
\*青色申告、譲渡所得、贈与税、消費税の申告相談は、三島税務署（☎055-987-6711）にご相談ください。

問合せ 課税課 ☎055-948-2918



## 外国人住民にも住民票を交付します

平成24年7月～

入 国管理法などの法律改正により、外国人住民も日本人住民と同様に住民票が作成されるようになります。この制度の開始は、平成24年7月ごろを予定しています。

外国人も住民票が作成されます  
外国人登録法が廃止され、外国人も日本人と同様に住民票が作成されます。

外国人と日本人で構成される世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写し等を発行できるようになります。

転出する場合は、日本人同様に手続きが必要です  
市外に引っ越す場合は、転出届の手続きを行い、『転出証明書』の交付を受け、転入先の市区町村で転入届の手続きを行います。転入手続きの際には、『在留カード』や『特別永住者証明書』が必要となります。

5月に仮住民票を送付します  
現在の外国人登録原票を基に、対象者の仮住民票を作成し、5月ごろ本人に通知しますので、内容をご確認ください。

住民票を作成する外国人住民の対象者

- 中長期在留者（『在留カード』対象者）  
『観光』などの短期滞在者を除き3カ月以上在留する人や、『技術』『人文知識・国際業務』などの就労資格により企業などに勤めている人、『日本人の配偶者等』や『永住者』の在留資格を持っている人など
- 特別永住者（『特別永住者証明書』対象者）
- 出生により、在留することになった外国人（出生から60日に限り、在留することができます）
- 一時庇護許可または仮滞在許可を受けている外国人

『外国人登録証明書』が変わります  
住民票の対象となる外国人のうち、中長期在留者には入国管理局から『在留カード』が交付されます。  
特別永住者は、市町村の窓口で『特別永住者証明書』の交付手続きが必要です。  
ただし、制度開始後一定期間は、『外国人登録証明書』を『在留カード』や『特別永住者証明書』とみなします。特別永住者で『特別永住者証明書』の事前交付を希望する人は市民課（☎055-948-2901）へお問い合わせください。

問合せ 総務省ホームページ『外国人住民に係る住民基本台帳制度』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)  
法務省ホームページ『新たな在留管理制度』  
<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>

## 使って実感！ネットで申告

# e-Tax

自宅からインターネットを利用して、国税の申告、申請・届出等ができます。

e-Taxを利用するには…

- ①電子証明書の取得 地方公共団体による『公的個人認証サービス』に基づく電子証明書の取得、公的個人認証（電子証明書）の取得方法  
(1) 住民基本台帳カードを取得する…手数料500円  
(2) 公的個人認証（電子証明書）を取得する…手数料500円
- ②ICカードリーダーライタの購入
- ③国税庁ホームページへアクセス

持ち物・官公署が発行した顔写真付き身分証明書  
・印鑑 \*住民基本台帳カードを取得済みの人は持参

受付場所 各庁舎市民課  
受付時間 開庁日の9:00～16:30  
\*葦山支所・大仁支所市民課では、住民基本台帳カードの即日交付はできません。  
\*顔写真付き身分証明書がない人や代理人による手続きをしたい人は、お問い合わせください。

問合せ 公的個人認証について 市民課 ☎055-948-2901  
e-Taxについて  
国税庁ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>  
三島税務署 ☎055-987-6711